

ユネスコ無形文化遺産への当面の対応

—「来訪神」以降の対応について—

1. 未審査案件の提案

これまで、提案後「情報照会」とされ、審査が留保されていた無形文化遺産への対応を優先的に行ってきたが、現在提案中の「来訪神」をもって完了する。今後は、ユネスコに提案したものの未審査のままの案件(Pending files) 5件について、これまでの方針に基づきグルーピングを行った上で、優先的に提案する。

なお、グルーピングに当たっては、特別委員会で検討を行うこととし、準備が整ったものから順次提案を行う。

<未審査のままの案件>

- ・「綾子踊」(香川)
- ・「諸鈍芝居」(鹿児島)
- ・「多良間の豊年祭」(沖縄)
- ・「建造物修理・木工」(選定保存技術)
- ・「木造彫刻修理」(選定保存技術)

2. その他の案件の新たな検討

茶道や華道、書道、和装、盆栽などの生活文化にかかる案件については、これまで明確な対象としてこなかったが、条約の運用がなされていく中で、「無形文化遺産」に関する定義の広がりも見受けられる。そのため、今後は、文化財保護法上の文化財等に加えて、これらの案件についても、我が国の文化の中で共有され、受け継がれてきた無形文化遺産として位置づけるための調査研究を行い、提案対象とすることを検討すべきである。

なお、その際には、登録基準として示されている保護措置(Safeguarding measures)や提案の内容等について、関係団体等の協力も得ながら、十分に検討することが必要である。

これらの準備状況を踏まえて、上記の未審査案件との提案順についても調整しつつ、登録基準を満たし準備が整ったものから、適切な時期に提案することが望まれる。